

平成23年12月26日

各位

弁理士同友会
幹事長 飯田 昭夫
組織担当副幹事長 大橋 剛之
組織委員長 飯野 智史
研修担当副幹事長 太田雅苗子
研修委員長 山田 武史
電話 03-6450-1773

第1回研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、前知財高裁所長で弁護士の塚原朋一先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことに致しました。本研修は、組織委員会との共催により実施し、実施時間帯と会費が通常の研修と異なりますので、ご注意ください。

参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、1月17日(火)までにFAXまたはeメールにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中)、所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。また、遅刻・早退・中座をされると、単位認定の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

敬具

記

テーマ 『知財高裁における進歩性判断の最新動向と今後の展望』

わが国の特許発明の進歩性に関する考え方は、この10年で大きく変化したと考えられています。ある見解によれば、それは、裁判所に始まり、それが特許庁における審査・審判に影響を及ぼし、やがては、弁理士の業務及び企業の知財部に広がったとも言われています。とりわけ、平成17年4月に知的財産高等裁判所(知財高裁)が発足した前後における特許庁及び裁判所の進歩性の判断基準には、極めて厳しいものがあり、一時は、それが特許権侵害訴訟の新訴件数が激減する事態も招いたのではないとも言われたほどでした。

しかしながら、それに続く数年間は、かなりの程度、裁判所における進歩性の判断基準が緩和され、特に、平成21年、22年には、特許発明の進歩性判断に関する知財高裁の判断は、際だって進歩性を広く捉える方向に進んだとも評価されています。このため、以前であれば無効とされたであろう特許について、知財高裁が有効であると判断することがしばしば目に付くようになってきました。こうした変化は、当初は、一部の裁判部に特徴的に現れた現象であったようですが、このところ、おおむねすべての裁判部に一様に現れている現象のようになりました。しかも、裁判所のこうした進歩性に対する緩和した姿勢が特許庁の審決にも影響が及び、進歩性を肯定して特許有効とする審決が増えてきたようにも思われます。

この数年間、知財高裁の判例分析といえば、特許庁が進歩性を否定した審決を知財高裁が進歩性を肯定した判決例を研究の対象としてきたのですが、昨年あたりから、知財高裁の判決には、進歩性なしとした特許庁の判断を否定して進歩性ありとする判決のほかに、進歩性ありとした特許庁の判断を否定して進歩性なしとする判決も現れるようになりました。そうした判例の分析を含めて、平成23年の一年を通じて、知財高裁の進歩性判断の今後の動向を分析し、今後の進歩性判断の在り方などについて、検討したいと思っております。

なお、このほかに、参加者のご希望に応じて、今般の特許法改正のうち、「審決予告とこれに対する訂正請求」に関する特許庁の実務の在り方について、考えていきたいと思っております。

講師 塚原 朋一 先生（弁護士・前知財高裁所長）
日時 平成24年1月24日（火） 午後6時50分～9時00分
場所 弁理士会館2階 A・B会議室
会費 登録5年未満（未登録含む）：無料（会員・非会員とも）
登録5年以上：同友会会員1000円 非会員3000円

-----切り線-----
研 修 会 申 込 書

研修委員長 山田 武史宛 FAX：03 - 6450 - 1774
E-Mail：yamada@orange-pat.com
1月24日（火）の第1回研修会に参加を申込みます。

ご氏名

同友会会員 ・ 非会員 （いずれかに 印）

登録番号

連絡先TEL

E-Mail